

○嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成18年3月27日

条例第32号

改正 平成19年3月26日条例第5号

平成20年9月30日条例第30号

(題名改称)

平成21年5月28日条例第19号

平成21年11月30日条例第30号

平成22年11月30日条例第23号

平成26年3月12日条例第3号

平成26年12月5日条例第20号

平成28年3月17日条例第10号

平成28年12月2日条例第31号

平成29年12月19日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、嘉麻市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年条例30号〕)

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、次のとおりとする。

(1) 議長 月額 391,000円

(2) 副議長 月額 348,000円

(3) 議員 月額 329,000円

(一部改正〔平成19年条例5号・20年30号〕)

(議員報酬の支給方法)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職に就いた日から日割計算により支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までについて日割計算により議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(一部改正〔平成20年条例30号〕)

(議員報酬の支給日)

第4条 議員報酬は、毎月22日に支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、繰上支給する。

(一部改正〔平成20年条例30号〕)

(議員報酬の支給の一時差止め)

第5条 市長は、前3条の規定にかかわらず、議員が刑事事件に関して逮捕、勾留その他身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、議員報酬の支給日以後に逮捕等を受けた場合における当該月の議員報酬については、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「報酬の一時差止処分」という。）の理由となった刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該報酬の一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第2号に該当する場合において、報酬の一時差止処分を受けた者が当該刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが報酬の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 不起訴処分となったとき。

(2) 起訴されることなく逮捕等の日から起算して1年を経過したとき。

(3) 無罪判決が確定したとき。

3 前項の規定は、報酬の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、報酬の支給を差し止める必要がなくなったとして当該報酬の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前3項に定めるもののほか、報酬の一時差止処分に関する手続等については、嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年嘉麻市条例第38号。以下「一般職給与条例」という。）第26条第2項、第3項及び第6項の規定の例による。

（追加〔平成26年条例3号〕）

（議員報酬の不支給）

第6条 前4条の規定にかかわらず、議員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める期間（以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬は、支給しない。

（1） 刑事事件に関して有罪判決が確定した場合 逮捕等期間

（2） 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に収容された期間

（3） 議決により一定期間の出席停止の懲罰が科された場合 当該一定期間

2 前項の規定により支給しないこととされた議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

（追加〔平成26年条例3号〕）

（議員報酬の一時差止め等の額）

第7条 第5条第1項本文の規定による議員報酬の支給の一時差止め及び前条第1項の規定による議員報酬の不支給となった場合の議員報酬の額は、各月における逮捕等期間又は不支給期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

（追加〔平成26年条例3号〕）

（費用弁償）

第8条 議員が職務のため市外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として嘉麻市職員等の旅費に関する条例（平成18年嘉麻市条例第40号）の例により旅費を支給する。

2 議員が議会及び委員会等の職務のため出席した場合は、1日につき費用弁償として1,500円を支給する。

（一部改正〔平成26年条例3号〕）

(期末手当)

第9条 議員に、一般職給与条例の例により期末手当を支給する。この場合において、一般職給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により支給する期末手当の算定基礎額に係る加算額の割合は、100分の20とする。

(一部改正〔平成19年条例5号・21年30号・22年23号・26年3号・20号・28年10号・31号・29年37号〕)

(期末手当の支給の一時差止め)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の一般職給与条例第24条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）以前6月以内に逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当の全部又は一部の支給を一時差し止めるものとする。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による期末手当の支給の一時差止めについて準用する。

(追加〔平成26年条例3号〕)

(期末手当の不支給)

第11条 前2条の規定にかかわらず、基準日以前6月以内に不支給期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当の全部又は一部を支給しない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による期末手当の不支給について準用する。

(追加〔平成26年条例3号〕)

(期末手当の一時差止め等の額)

第12条 第10条第1項の規定による期末手当の支給の一時差止め及び前条第1項の規定による期末手当の不支給となった場合の期末手当の額は、当該一時差止め又は不支給に係る期末手当の基準日以前6月の期間の逮捕等期間又は不支給期間の日数に応じて、当該基準日以前6月の期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

(追加〔平成 26 年条例 3 号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 5 条第 1 項に規定する旅費については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、合併前の旧市町条例の規定の例による。

(報酬支給の特例)

- 3 平成 18 年 3 月分の報酬の支給については、合併前の旧市町条例の規定によりそれぞれ支給された報酬の支給をこの条例による報酬の支給とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月において、第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる議長又は副議長の報酬額（この項において「議長等の報酬額」という。）の適用を受ける者の同月分の報酬の支給については、議長等の報酬額から前項の規定により支給された報酬額を減じた額を第 3 条第 1 項の例により日割計算により算出した額を前項に規定する報酬の支給の別に支給する。

(在職期間の通算)

- 5 施行日の前日において合併前の旧市町条例の規定の適用を受けていた者であって、施行日に引き続きこの条例の適用を受けることとなった者の第 6 条第 1 項に規定する期末手当の算定に係る在職期間については、合併前の旧市町条例の規定の適用を受けた期間を通算するものとする。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」」とあるのは「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 145」」とする。

(追加〔平成 21 年条例 19 号〕)

附 則（平成 19 年 3 月 26 日条例第 5 号）

この条例は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 28 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日条例第 30 号）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日条例第 23 号）

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日条例第 3 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、改正後の嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の逮捕等期間又は不支給期間に係る議員報酬及び期末手当について適用する。

附 則（平成 26 年 12 月 5 日条例第 20 号抄）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条から第 11 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 （略）

（平成 26 年 12 月支給給与の特例適用）

第 2 条 平成 26 年 12 月に支給されることとなる嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 9 条第 1 項、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第 2 条第 2 項及び嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例第 2 条第 2 項の規定に基づく期末手当並びに嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 2 条に規定する給与（平成 26 年 11 月分の時間外勤務手当及び改正後の給与条例の規定が平成 26 年 4 月 1 日から適用されることに伴う平成 26 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に支給された第 1 条の

規定による改正前の給与条例に基づく給与と改正後の給与条例に基づく給与との差額の給与を除く。)については、この条例が平成26年12月1日に公布されたものとみなし適用する。

(準用規定)

第5条 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

附 則 (平成28年3月17日条例第10号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 第1条から第4条までの規定による改正後の嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例、嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下「改正後の給与条例等」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例等の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払いとみなす。

(準用規定)

4 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

附 則 (平成28年12月2日条例第31号) 抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は平成29年4月1日から、第10条の規定は平成29年1月1日から施行する。

(平成28年12月支給給与の特例適用)

第2条 平成28年12月に支給されることとなる嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第9条第1項、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第2条第2項及び嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例第2条第2項の規定に基づく期末手当並びに嘉麻市一般職の職員の給与に関す

る条例（以下「給与条例」という。）第 2 条に規定する給与（平成 28 年 11 月分の時間外勤務手当及び第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定が平成 28 年 4 月 1 日から適用されることに伴う平成 28 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に支給された第 1 条の規定による改正前の給与条例に基づく給与と改正後の給与条例に基づく給与との差額の給与を除く。）については、この条例が平成 28 年 12 月 1 日に公布されたものとみなし適用する。

（給与の内払）

第 4 条 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定による改正後の給与条例、嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定による改正前の給与条例、嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（準用規定）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。

附 則（平成 29 年 12 月 19 日条例第 37 号）抄

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条から第 10 条まで及び附則第 5 条から第 8 条までの規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正後の嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例、第 5 条の規定による改正後の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び第 7 条の規定による改正後の嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなお効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 3 条 改正後の給与条例等の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正前の嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 5 条の規定による改正前の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例及び第 7 条の規定による改正前の嘉麻市職員倫理条例等の一部を改正する条例附則第 4 項の規定によりなお効力を有するものとされる旧嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（準用規定）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な措置は、国家公務員の例による。